

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

聖籠町長 様

聖籠町子育て世帯移住支援金交付申請書

聖籠町子育て世帯移住・就業等支援事業における子育て世帯移住支援金交付要綱第4条の規定に基づき、支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		生年月日	
氏名		西暦 年 月 日	
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

子育て世帯移住支援金の種類	就業	起業	同時に移住した家族の人数 （1の申請者は含まない）	人
	テレワーク	関係人口	上記家族の人数のうち18歳未満の者の人数	人

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※1

様式第1号の2 「1 支援金の交付申請に関する誓約事項」 に記載された内容について		A. 誓約する		B. 誓約しない
様式第1号の2 「2 子育て世帯移住・就業等支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について		A. 同意する		B. 同意しない
以下に記載する支援金の移住元に関する要件※2に該当しない。		A. 誓約する		B. 誓約しない
申請日から5年以上継続して、聖籠町に居住する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
（就業・起業の場合のみ記載） 申請日から5年以上継続して、就業・起業する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
世帯員全てが暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないことについて		A. 該当する		B. 該当しない
（就業の場合のみ記載） 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係		A. 3親等以内の親族に該当しない		B. 3親等以内の親族に該当する
（テレワークの場合のみ記載） 聖籠町への移住の意思について		A. 自己の意思である		B. 所属からの命令である

※1 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、支援金の支給対象となりません。

※2 支援金の移住元に関する要件

- a 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあつては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。
- b 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。）
- c ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

4 転出元の住所

住所	〒
----	---

5 （テレワークによる移住者のみ記載） 移住後の生活状況

勤務先部署	
住所	〒
勤務先へ行く頻度	週 ・ 月 ・ 年 回程度 / 行くことはない / その他（ ）

※添付書類

【全ての方が添付】

- ☐ ①写真付き身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）の写し
- ☐ ②誓約事項及び個人情報の取扱いに係る同意事項（様式第1号の2）
- ☐ ③移住元に関する要件を満たすことが確認できる住民票除票の写し（世帯員分を含む）
- ☐ ④転入前、転入後に同一世帯に属する世帯員であることを証する書類
- ☐ ⑤振込先が確認できる預金通帳又はキャッシュカードの写し

【該当する場合添付】

- <就業の要件に該当する場合>
 - ☐ ⑥就業証明書（様式第2号）
- <起業の要件に該当する場合>
 - ☐ ⑦県実施要領第6に規定する起業支援金の交付決定通知書の写し
- <テレワークの要件に該当する場合>
 - ☐ ⑧就業証明書（様式第2号の2）
 - ☐ ⑨就業時間の証明書（様式第2号の3）
- <関係人口の要件に該当する場合>
 - ☐ ⑩聖籠町への転入前に、町長に対し、聖籠町の移住・定住の取組を含む政策全般に係る意見を書面で提出したことを確認できる書類
 - ☐ ⑪農林水産業又は家業に就業したことが確認できる書類
- <その他>
 - ☐ ⑫その他町長が必要と認める書類

管理コード(新潟県及び聖籠町使用欄)	
--------------------	--